

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月**29**日

宮代町長

新井 康之

宮代町条例第20号

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（令和5年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第32条」に、「第32条・第33条」を「第33条・第34条」に、「第34条—第41条」を「第35条—第42条」に、「第42条」を「第43条」に、「第43条・第44条」を「第44条・第45条」に改める。

第44条を第45条とし、第43条を第44条とする。

第7章中第42条を第43条とする。

第41条中「第38条第1項及び同条第3項の規定により読み替えて適用する第34条第5項」を「第39条第1項及び第6項」に改め、第6章中同条を第42条とし、第40条を第41条とし、第39条を第40条とする。

第38条第4項を次のように改める。

- 4 第1項の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、前項の許可証を事業所等の見やすい場所に掲示しなければならない。

第38条に次の2項を加える。

- 5 浄化槽清掃業者は、第3項の許可証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

- 6 浄化槽清掃業者は、第3項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、直ちに町長にその再交付を申請しなければならない。

第38条を第39条とする。

第37条中「一般廃棄物収集運搬業者」の次に「及び一般廃棄物処分業者」を、「運搬」の次に「又は処分」を加え、同条を第38条とする。

第36条中「第34条第1項及び第5項」を「第35条第1項、第2項及び第6項」に改め、同条を第37条とし、第35条を第36条とする。

第34条第5項中「一般廃棄物収集運搬業者」の次に「及び一般廃棄物処分業者」を加え、「第2項」を「第3項」に、「損傷した時」を「損傷したとき」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「一般廃棄物収集運搬業者」の次に「及び一般廃棄物処分業者」を加え、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「いう。）」の次に「及び第2項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第7条第6項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長にその許可を申請しなければならない。

第34条を第35条とする。

第5章中第33条を第34条とする。

第32条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条を第33条とする。

第4章中第31条を第32条とし、第27条から第30条までを1条ずつ繰り下

げ、第 26 条の次に次の 1 条を加える。

(適正処理困難物の指定)

第 27 条 町長は、製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 町長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを公表するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、適正な処理を行うために必要な協力を求めることができる。

別表第 1 を次のように改める。

別表（第 33 条関係）

区分		単位	手数料	付記
一般家庭から排出された粗大ごみ		1 点につき	500 円	
し尿	普通便槽	1 人につき	月額 500 円	最高 4 人まで
	無臭式便槽			
	容量によるもの	10 リットルにつき	70 円	臨時・くみ取り式水洗

備考

1 手数料は、この表に定める手数料の額に消費税相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税額を加えて得た額をいう。）を加えて得た額とする。ただし、1 円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

2 し尿（容量によるもの）の手数を算出する基礎となる数量が 10 リットル未満のときは、10 リットルとし、10 リットルを超えるときは、10 リットル未満の端数を四捨五入して計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 9 年久喜宮代衛生組合条例第 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。